

(総務委員会)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一三三号）（衆議院送付）要

旨

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、当分の間、秘書官について特例一時金の支給を行うおととするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特例一時金の新設

秘書官について、当分の間、一般職の職員の例により、特例一時金を支給する。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行し、平成十三年四月一日から適用する。